

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第 3 7 条の 1 0 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 （株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期） 37の10－1。 (1) 次の(2)から(9)以外の場合。 (2)。 (3)。 (4)。 (5) イ。 ロ。 ハ。 (6) 措置法第37条の10第3項各号及び措置法令第25条の8第3項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が収入金額とみなされる場合 イ <u>措置法第37条の10第3項第1号及び措置法令第25条の8第3項第1号</u>に掲げる合併によるものについては、.。 ロ <u>措置法第37条の10第3項第2号</u>に掲げる分割によるものについては、.。 ハ。 ニ。 ホ。 ヘ。	措置法第 3 7 条の 1 0 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 （株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期） 37の10－1。 (1) 次の(2)から(8)以外の場合。 (2)。 (3)。 (4)。 (5) イ。 ロ。 ハ。 (6) 措置法第37条の10第3項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が収入金額とみなされる場合 イ <u>同項第1号</u>に掲げる合併によるものについては、.。 ロ <u>同項第2号</u>に掲げる分割によるものについては、.。 ハ。 ニ。 ホ。 ヘ。

改 正 後	改 正 前
ト 同項第6号及び措置法令第25条の8第3項第2号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日による。・・・・。 (7) ・・・・ イ ・・・・。 ロ ・・・・。 ハ ・・・・。 (8) <u>取得条項付新投資口予約権に係る取得事由の発生による当該取得条項付新投資口予約権を譲渡した場合</u> <u>当該取得事由が生じた日(当該取得条項付新投資口予約権を発行する投資法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付新投資口予約権の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった新投資口予約権者への当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日)による。</u> (9) ・・・・ ・・・・。 (新株予約権の行使により取得した株式の取得価額) 37の10-12 新株予約権の行使により取得した株式(発行法人から与えられた所得税法令第84条第3号又は第4号に掲げる新株予約権で同条の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。<u>また、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に規定する新投資口予約権の行使により取得した投資口1口当たりの取得価額についても同様とする。</u> ・・・・ (「取得をした日」の判定) 37の10-19 ・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (3) 新株予約権<u>(新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。)</u>の行使(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。)により取得した株式等は、その新株予	ト 同項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日による。・・・・。 (7) ・・・・ イ ・・・・。 ロ ・・・・。 ハ ・・・・。 (8) ・・・・ ・・・・。 (新株予約権の行使により取得した株式の取得価額) 37の10-12 新株予約権の行使により取得した株式(発行法人から与えられた所得税法令第84条第3号又は第4号に掲げる新株予約権で同条の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。 ・・・・ (「取得をした日」の判定) 37の10-19 ・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (3) 新株予約権の行使(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。)により取得した株式等は、その新株予約権を行使した日による。

改 正 後	改 正 前
約権を行使した日による。 (4)。 (5)。 (6) 新株予約権無償割当て <u>(新投資口予約権無償割当てを含む。)</u> により取得した新株予約権は、当該新株予約権無償割当ての効力を生ずる日による。 (7)。 (8)。 (9)。 (10)。 (11)。 (12)。 (13)。 (14)。 (15)。 (16)。 (17)。 (18)。 (注)。 措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係 (取引所売買株式等) 37の11の 3－6 措置法規則第18条の11第23項第 1 号に規定する「取引所売買株式等」とは、.。 (最終の気配相場の価格) 37の11の 3－7 措置法規則第18条の11第23項第 1 号から第 3 号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、.。	(4)。 (5)。 (6) 新株予約権無償割当てにより取得した新株予約権は、当該新株予約権無償割当ての効力を生ずる日による。 (7)。 (8)。 (9)。 (10)。 (11)。 (12)。 (13)。 (14)。 (15)。 (16)。 (17)。 (18)。 (注)。 措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係 (取引所売買株式等) 37の11の 3－6 措置法規則第18条の11第20項第 1 号に規定する「取引所売買株式等」とは、.。 (最終の気配相場の価格) 37の11の 3－7 措置法規則第18条の11第20項第 1 号から第 3 号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、.。

改 正 後	改 正 前
（２以上の市場に価格が存する場合） 37の11の３－８ 措置法規則第18条の11第23項第１号又は第３号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、・・・・・・・・。 （価格公表者） 37の11の３－９ 措置法規則第18条の11第23項第３号に規定する「価格公表者」は、……。 （その他価格公表株式等の最終の売買の価格等） 37の11の３－10 措置法規則第18条の11第23項第３号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・ (3) ・・・・・・・・	（２以上の市場に価格が存する場合） 37の11の３－８ 措置法規則第18条の11第20項第１号又は第３号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、・・・・・・・・。 （価格公表者） 37の11の３－９ 措置法規則第18条の11第20項第３号に規定する「価格公表者」は、……。 （その他価格公表株式等の最終の売買の価格等） 37の11の３－10 措置法規則第18条の11第20項第３号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・ (3) ・・・・・・・・

新 旧 対 照 表

第 2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第 3 3 条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 （収用等又は換地処分等があった日） 33－ 7。 (1) (2)、新都市基盤整備法第40条《一括換地》又は土地改良法第54条第 1 項《換地処分》の規定による換地処分があった場合 土地区画整理法第103条第 4 項（新都市基盤整備法第41条及び大都市地域住宅等供給促進法第83条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第54条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日 (3)、農業振興地域の整備に関する法律又は農住組合法による交換分合が	措置法第 3 3 条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 （収用等又は換地処分等があった日） 33－ 7。 (1) (2)、新都市基盤整備法第40条《一括換地》又は土地改良法第54条第 1 項《換地処分》（<u>独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第 9 条第 3 項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第 8 号）の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第16条《土地改良法の準用》又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第 3 項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第 23条《土地改良法の準用》において準用する場合を含む。）</u>）の規定による換地処分があった場合 土地区画整理法第103条第 4 項（新都市基盤整備法第41条及び大都市地域住宅等供給促進法第83条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第54条第 4 項（<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 3 項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第16条又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第 3 項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法第23条において準用する場合を含む。）</u>）の規定による換地処分の公告のあった日の翌日 (3)、農業振興地域の整備に関する法律、<u>独立行政法人森林総合研究所法</u>

改正後	改正前
行われた場合 ・ ・ ・ ・ ・、農業振興地域の整備に関する法律第13条の5《土地改良法の準用》並びに農住組合法第11条《土地改良法の準用》において準用する場合を含む。）の規定により公告があつた交換分合計画において所有権等が移転等をする日として定められている日 (4) ・ ・ ・ ・ ・ 措置法第35条の2《特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除》関係 （換地処分等により取得した土地等） 35の2－10 ・ ・ ・ ・ ・、土地改良法による土地改良事業、都市再開発法による市街地再開発事業、・ ・ ・ ・ ・。	<u>附則第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法、独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法又は農住組合法による交換分合が行われた場合 ・ ・ ・ ・ ・、農業振興地域の整備に関する法律第13条の5《土地改良法の準用》、独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第17条《土地改良法の準用》、独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第24条《土地改良法の準用》並びに農住組合法第11条《土地改良法の準用》において準用する場合を含む。）の規定により公告があつた交換分合計画において所有権等が移転等をする日として定められている日</u> (4) ・ ・ ・ ・ ・ 措置法第35条の2《特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除》関係 （換地処分等により取得した土地等） 35の2－10 ・ ・ ・ ・ ・、土地改良法による土地改良事業、<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業、独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イ《業務の範囲》の事業</u>、都市再開発法による市街地再開発事業、・ ・ ・ ・ ・。

改 正 後	改 正 前
措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （譲渡に係る対価の額が<u>1億円</u>を超えるかどうかの判定） 36の2－6の2 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡に係る対価の額（以下この項において「譲渡対価」という。）が<u>1億円</u>を超えるかどうかの判定は、・ ・ ・ (1) ・ (2) ・ イ ・ ・ ロ ・ ・ ・ (3) ・ (4) ・ 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （農業の用に供される資産の用途） 37－6 ・、同号の下欄に規定する<u>認定農業者又は認定就農者</u>（以下この項において「認定農業者等」という。）の農業の用に供されるものは、認定農業者等が取得した同号の下欄に規定する<u>土地等、建物、構築物又は機械及び装置で、当該認定農業者等の営む農業の用に供されるものに</u>限られることに留意する。 （買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用） 37－10 ・、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第<u>16項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相	措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （譲渡に係る対価の額が<u>1億5千万円</u>を超えるかどうかの判定） 36の2－6の2 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡に係る対価の額（以下この項において「譲渡対価」という。）が<u>1億5千万円</u>を超えるかどうかの判定は、・ ・ ・ (1) ・ (2) ・ イ ・ ・ ロ ・ ・ ・ (3) ・ (4) ・ 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （農業の用に供される資産の用途） 37－6 ・、同号の下欄に規定する「<u>当該個人の上欄に規定する事業の用に供されるもの</u>」は、同号の下欄に規定する<u>特定資産でその所有者の営む農業の用に供されるものに</u>限られることに留意する。 （買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用） 37－10 ・、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第<u>15項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相

改 正 後	改 正 前
当する面積を超える場合には、・・・・・・。 ・・・・・・。 <u>譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第16項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積</u> 買換資産として取得した土地等の合計面積 （譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用） 37－11 ・・・・・・、その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令第25条第23項又は第24項の規定により、・・・・・・、さらに同条第16項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。 （面積制限の異なる買換資産がある場合） 37－11の2 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に規定する買換資産のうちに措置法令第25条第16項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と5倍の面積制限に係る土地等とがある場合には、・・・・・・。 （仮換地に係る面積制限） 37－11の5 土地区画整理法（新都市基盤整備法及び大都市地域住宅等供給促進法において準用する場合を含む。）又は土地改良法による仮換地の指定を受けた土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法第37条第1項の規定の適用については、・・・・・・。 （「事務所等として使用されている建物」の判定） 37－11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄及び第4号の上欄のかつこ内に規定する「建物」とは、・・・・・・。 ・・・・・・	当する面積を超える場合には、・・・・・・。 ・・・・・・。 <u>譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第15項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積</u> 買換資産として取得した土地等の合計面積 （譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用） 37－11 ・・・・・・、その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令第25条第22項又は第23項の規定により、・・・・・・、さらに同条第15項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。 （面積制限の異なる買換資産がある場合） 37－11の2 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に規定する買換資産のうちに措置法令第25条第15項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と5倍の面積制限に係る土地等とがある場合には、・・・・・・。 （仮換地に係る面積制限） 37－11の5 土地区画整理法（新都市基盤整備法及び大都市地域住宅等供給促進法において準用する場合を含む。）又は土地改良法（<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法において準用する場合を含む。</u>）による仮換地の指定を受けた土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法第37条第1項の規定の適用については、・・・・・・。 （「事務所等として使用されている建物」の判定） 37－11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄及び第5号の上欄のかつこ内に規定する「建物」とは、・・・・・・。 ・・・・・・

改 正 後	改 正 前
（事務所等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等） 37－11の8 措置法第37条第1項の表の第1号及び第4号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・ (注) ・・・・・・・・。	（事務所等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等） 37－11の8 措置法第37条第1項の表の第1号及び第5号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・ (注) ・・・・・・・・。
（土地等と建物の所有期間が異なる場合の買換えの適用） 37－11の9 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産は、当該個人により取得をされた同号の上欄に規定する建物又はその敷地の用に供されている土地等のうちその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間（措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下37－21の4までにおいて同じ。）が10年を超えるものに限ることとされているため、・・・・・・・・。	（土地等と建物の所有期間が異なる場合の買換えの適用） 37－11の9 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産は、当該個人により取得がされた同号の上欄に規定する建物又はその敷地の用に供されている土地等のうちその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間（措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下37－21の4までにおいて同じ。）が10年を超えるものに限ることとされているため、・・・・・・・・。
（取得をされた資産の範囲） 37－11の10 ・・・・・・・・、更に、これらの規定の適用を受けて取得をされた場合の当該交換取得資産等も含まれるものとする。	（取得がされた資産の範囲） 37－11の10 ・・・・・・・・、更に、これらの規定の適用を受けて取得がされた場合の当該交換取得資産等も含まれるものとする。
（農地等が共有地である場合等の面積） 37－11の12 37－11の4から37－11の6までの土地等の譲渡をし、又は取得をした場合における措置法第37条第1項の表の第2号の下欄及び第7号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、これらの通達に定める面積によることに留意する。	
（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用） 37－11の13 ・・・・・・・・、同欄に掲げる個人により取得をされた資産のうち、・・・・・・・・。	（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用） 37－11の12 ・・・・・・・・、同欄に掲げる個人により取得がされた資産のうち、・・・・・・・・。
（長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定） 37－11の14 ・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・	（長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定） 37－11の13 ・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・

改 正 後	改 正 前
(注)。	(注)。
(廃 止)	<u>(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)</u> 37－12 措置法第37条第1項の表の第7号上欄に規定する「当該土地等の譲渡」又は同号下欄に規定する「当該土地等の当該取得」には、交換による譲渡（同法第33条の2第1項第2号《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する交換による譲渡を含む。）又は交換による取得を含むものとする。
(廃 止)	<u>(交換処分等の場合の課税の特例と事業用資産の買換えの特例の適用関係)</u> 37－13 措置法第33条の2第1項第2号に規定する交換による土地等の譲渡に伴い当該土地等に生立する果樹を譲渡した場合には、当該果樹に係る譲渡所得についてのみ同法第37条の規定の適用があり、当該土地等に係る譲渡所得については、たとえ、同法第33条の2又は第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》の規定の適用を受けないときにおいても、同法第37条の規定の適用はないことに留意する。
(廃 止)	<u>(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)</u> 37－13の2 措置法第37条第1項の表の第7号上欄に規定する「当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」又は同号下欄に規定する「当該土地等の当該取得若しくは第33条の2第1項第2号に規定する交換による取得に伴い…取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの」とは、当該土地等に現に生立する果樹を当該土地等の譲渡又は取得に伴い譲渡し又は取得する場合における当該果樹をいうことに留意する。
(廃 止)	<u>(土地改良事業により造成された埋立地等の範囲)</u> 37－13の3 措置法第37条第1項の表の第7号下欄に規定する「埋立地」又は「干拓地」は、国が行う土地改良法第87条の2第1項第1号《申請によらない土地改良事業》の事業により造成された埋立地又は干拓地に限られ、都道府県が行う当該事業により造成された埋立地又は干拓地はこれに該当しないことに留意する。
(廃 止)	<u>(土地改良事業により造成された埋立地等の取得の時期)</u> 37－13の4 措置法第37条第1項の表の第7号下欄に規定する埋立地又は干拓地の取得

改 正 後	改 正 前
<u>(航空機騒音障害区域内にある土地等の取得の日の判定)</u> 37-12 譲渡をした土地等が措置法第33条、第33条の2、第33条の3又は第37条の6の規定の適用を受けて取得をしたものである場合における措置法第37条第1項の表の第3号の上欄に規定する「平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日」以後に取得をしたものかどうかの判定は、当該譲渡をした土地等を実際に取得をした日によることに留意する。 <u>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</u> 37-13 措置法令第25条第14項第1号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。 (注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類（総務省）の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。 <u>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</u> 37-19の2 (注) 1、納税者が措置法令第25条第23項又は第24項の規定により、. 2 <u>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の事業用の判定)</u> 37-21の2、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業又は土地	の時期は、土地改良法第94条の8第5項及び第6項《埋立地等の所有権の取得》の規定により、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日となることに留意する。 (1) <u>公有水面埋立法によって造成される埋立地又は干拓地</u> 同法第42条第2項《国の埋立施行》の規定により当該官庁が都道府県知事にしゅん功の通知をする日 (2) <u>その他の埋立地又は干拓地</u> その埋立地又は干拓地と併せて公有水面埋立法によって造成される埋立地又は干拓地がある場合には(1)に掲げる日とし、その他の場合にはしゅん功の期日として農林水産大臣の定める日 (新 設) (新 設) <u>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</u> 37-19の2 (注) 1、納税者が措置法令第25条第22項又は第23項の規定により、. 2 <u>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の事業用の判定)</u> 37-21の2、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、土地改

改 正 後	改 正 前
改良法による土地改良事業の施行地区内にある従前の宅地又は従前の土地（当該宅地又は土地の上に存する権利を含むものとし、以下この項及び次項において「従前の宅地等」という。）を譲渡した場合（換地処分により譲渡した場合を除く。）において、・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・ （仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等） 37－21の3 土地地区画整理法（新都市基盤整備法及び大都市地域住宅等供給促進法において準用する場合を含む。）又は土地改良法による仮換地等の指定があった後において取得した従前の宅地等が、措置法第37条に規定する買換資産に該当するかどうかの判定については、次により取り扱う。 (1) ・・・・・・・・。 (2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第16項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、・・・・・・・・。 （長期先行取得が認められるやむを得ない事情） 37－26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第17項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・。	良法による土地改良事業、<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イ《業務の範囲》の事業の施行地区内にある従前の宅地又は従前の土地（当該宅地又は土地の上に存する権利を含むものとし、以下この項及び次項において「従前の宅地等」という。）を譲渡した場合（換地処分により譲渡した場合を除く。）において、・・・・・・・・。</u> (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・ （仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等） 37－21の3 土地地区画整理法（新都市基盤整備法及び大都市地域住宅等供給促進法において準用する場合を含む。）又は土地改良法（<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法において準用する場合を含む。</u>）による仮換地等の指定があった後において取得した従前の宅地等が、措置法第37条に規定する買換資産に該当するかどうかの判定については、次により取り扱う。 (1) ・・・・・・・・。 (2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第15項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、・・・・・・・・。 （長期先行取得が認められるやむを得ない事情） 37－26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第16項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
（取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情） 37－27の2 措置法第37条第4項かっこ書の買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第17項に定める「その他これに準ずる事情」があるためやむを得ずその取得が遅延する場合には、・・・・・・。 (1) ・・・・・・。 (2) ・・・・・・。 (3) ・・・・・・。 （買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分） 37－28 ・・・・・・、その見込みに応じて措置法令第25条第23項《譲渡資産と買換資産との対応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、その見込みと異なる買換資産を取得したときは、改めて措置法令第25条第23項の規定により譲渡資産を区分して同法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。 （買換えの証明書の添付） 37－29 ・・・・・・、措置法規則第18条の5第4項各号及び第5項各号《買換え証明書》に掲げる資産（同項第10号に掲げる資産にあっては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第9号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、・・・・・・。 措置法第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （土地区画整理事業等の施行地区内の他の土地等の事業用の判定） 37の9の5－13 ・・・・・・、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業又は土地改良法による土地改良事業の施行地区内にある他の土地等が事業の用に供されているかどうかの判定については、・・・・・・。	（取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情） 37－27の2 措置法第37条第4項かっこ書の買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第16項に定める「その他これに準ずる事情」があるためやむを得ずその取得が遅延する場合には、・・・・・・。 (1) ・・・・・・。 (2) ・・・・・・。 (3) ・・・・・・。 （買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分） 37－28 ・・・・・・、その見込みに応じて措置法令第25条第22項《譲渡資産と買換資産との対応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、その見込みと異なる買換資産を取得したときは、改めて措置法令第25条第22項の規定により譲渡資産を区分して同法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。 （買換えの証明書の添付） 37－29 ・・・・・・、措置法規則第18条の5第4項各号及び第5項各号《買換え証明書》に掲げる資産（同項第7号に掲げる資産にあっては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第9号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、・・・・・・。 措置法第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （土地区画整理事業等の施行地区内の他の土地等の事業用の判定） 37の9の5－13 ・・・・・・、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、土地改良法による土地改良事業、独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法

改 正 後	改 正 前
(換地処分等により取得した土地等) 37の9の5－19 ・ ・ ・ ・ ・、土地改良法による土地改良事業、都市再開発法による市街地再開発事業、・ ・ ・ ・ ・。 措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係 (換地処分等により取得した資産を譲渡した場合) 39－3 ・ ・ ・ ・ ・、土地改良法による土地改良事業、都市再開発法による市街地再開発事業、・ ・ ・ ・ ・。 (同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係) 39－20 譲渡所得の基因となる株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、<u>新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）</u>及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）を相続等により取得した個人が、・ ・ ・ ・ ・。	<u>人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イ《業務の範囲》の事業の施行地区内にある他の土地等が事業の用に供されているかどうかの判定については、・ ・ ・ ・ ・。</u> (換地処分等により取得した土地等) 37の9の5－19 ・ ・ ・ ・ ・、土地改良法による土地改良事業、<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業、独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イ《業務の範囲》の事業、都市再開発法による市街地再開発事業、・ ・ ・ ・ ・。</u> 措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係 (換地処分等により取得した資産を譲渡した場合) 39－3 ・ ・ ・ ・ ・、土地改良法による土地改良事業、<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業、独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イ《業務の範囲》の事業、都市再開発法による市街地再開発事業、・ ・ ・ ・ ・。</u> (同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係) 39－20 譲渡所得の基因となる株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、<u>新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）</u>を相続等により取得した個人が、・ ・ ・ ・ ・。

改 正 後					改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
②				※ (1) 成田国際空港 株式会社、. (2) (3) (4) (5) 中心市街地の 活性化に関する 法律第62条第3 号に掲げる業務 を行う同法第61 条第1項に規定 する中心市街地 整備推進機構 (.) (6)	②				※ (1) 独立行政法人 環境再生保全機 構、成田国際空 港株式会社、. (2) (3) (4) (5) 中心市街地の 活性化に関する 法律第52条第3 号に掲げる業務 を行う同法第51 条第1項に規定 する中心市街地 整備推進機構 (.) (6)

改正後						改正前					
別表2						別表2					
収用証明書の区分一覧表						収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考		区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	
③				※1 ※2 (1) (2) (3) (4)		③				※1 ※2 (1) (2) (3) (4) (5) <u>資産の買取り</u> <u>を必要とする事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条第1項第1号に規定する事業に関連して施行される土地収用法第3条第17号の規定に該当する事業である場合において、当該事業の施行者（電気事業法第2条第1項第4号《定義》に規定する卸電気事業者に限る。）に代わり、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う</u>	

改 正 後						改 正 前					
											当該資産の買取り
	㉑		..	..	※		㉑		..	..	※
					(1)						(1)
					(2)						(2)
					(3)						(3)
					(4) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号） <u>第4条第1項《定義》</u> に規定する小笠原諸島						(4) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号） <u>第2条第1項《定義》</u> に規定する小笠原諸島
	㉓		..	..	※1		㉓		..	..	※1
	(イ)				(1)		(イ)				(1)
	(ロ)				(2)		(ロ)				(2)
	(ハ)						(ハ)				(3) 同条第10項に規定する共同生活介護
	(ニ)				(3) 同条第12項に規定する自立訓練		(ニ)				(4) 同条第13項に規定する自立訓練
					(4) 同条第13項に規定する就労移行支援						(5) 同条第14項に規定する就労移行支援
					(5) 同条第14項に規定する就労継続支援						(6) 同条第15項に規定する就労継続支援
					(6) 同条第15項に規定する共同生活援助						(7) 同条第16項に規定する共同生活援助

						※2。
	(30の2)		..	..	..	※1
	(第27号の2の					※2
	<u>一部</u>)					

						※2。
	(30の2)		..	..	..	※1
	(第27号の2)					※2

改 正 後					改 正 前				
別表 3					別表 3				
特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③の②	 (イ) (ロ)			※ (都 市の低炭素化の 促進に関する法 律第46条第1項 の規定により指 定された特定緑 地管理機構で都 市緑地法第69条 第1号ハに掲げ る業務を行うも のをいう。)。	③の②	 (イ) (ロ)			※ (都 市の低炭素の促 進に関する法律 第46条第1項の 規定により指定 された特定緑地 管理機構で都市 緑地法第69条第 1号ハに掲げる 業務を行うもの をいう。)。
④、 名勝若しくは 天然記念物と して指定され た土地が独立 行政法人国立 文化財機構、 独立行政法人 国立科学博物 館又は地方独 立行政法人 (※2)に買 い取られる場 合を含むもの とし、. . . .				※1 「地方公共団 体が財産を提供し て設立した特定の 団体」とは、.。 ※2 地方独立行政 法人は、地方独立 行政法人法施行令 (平成15年政令第 486号)第4条第3 号に掲げる博物館 又は植物園のうち 博物館法(昭和26 年法律第285号)第 29条の規定により	④、 名勝若しくは 天然記念物と して指定され た土地が独立 行政法人国立 文化財機構又 は独立行政法 人国立科学博 物館に買い取 られる場合を 含むものとし、				※ 「地方公共団体 が財産を提供して 設立した特定の団 体」とは、.。

・ ・				<u>博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第5号に掲げる業務を主たる目的とするものに限る。</u>					

改 正 後					改 正 前				
別表 4					別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑧ 地方公共団体 又は中心市街地 の活性化に関する法律第61条第1項に規定する中心市街地整備推進機構（※1）が・・・	(イ) ・・・・	・・・	・・・	※1 ・・・・。	⑧ 地方公共団体 又は中心市街地 の活性化に関する法律第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構（※1）が・・・	(イ) ・・・・	・・・	・・・	※1 ・・・・。
	(ロ) ・・・・	・・・	・・・	※2 ・・・・。		(ロ) ・・・・	・・・	・・・	※2 ・・・・。
	A ・・・・	・・・	・・・	・・・		A ・・・・	・・・	・・・	・・・
	B 当該土地等の買取りをする者が中心市街地の活性化に関する法律第61条第1項に規定する中心市街地整備推進機構である場合 ・・・	当該中心市街地整備推進機構を中心市街地の活性化に関する法律第61条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長	・・・	・・・		B 当該土地等の買取りをする者が中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構である場合 ・・・	当該中心市街地整備推進機構を中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長	・・・	・・・
⑬ ・・・・ (イ) ・・・・ A ・・・・。 B ・・・・。 C ・・・・。 D ・・・・。 E ・・・・ (A) ・・・・。 (B) ・・・・。 (C) 当該事業が、独立行政法人中	(イ) ・・・・	・・・	・・・	※ ・・・・。	⑬ ・・・・ (イ) ・・・・ A ・・・・。 B ・・・・。 C ・・・・。 D ・・・・。 E ・・・・ (A) ・・・・。 (B) ・・・・。 (C) 当該事業が、独立行政法人中	(イ) ・・・・	・・・	・・・	※ ・・・・。
	(ロ) ・・・・	・・・	・・・	(1) ・・・・		(ロ) ・・・・	・・・	・・・	(1) ・・・・
	・・・	・・・	・・・	(2) ・・・・		・・・	・・・	・・・	(2) ・・・・
	・・・	・・・	・・・	イ ・・・・		・・・	・・・	・・・	イ ・・・・
	・・・	・・・	・・・	ロ ・・・・		・・・	・・・	・・・	ロ ・・・・
	・・・	・・・	・・・	ハ ・・・・		・・・	・・・	・・・	ハ ・・・・
	・・・	・・・	・・・	ニ ・・・・		・・・	・・・	・・・	ニ ・・・・
	・・・	・・・	・・・	・・・		・・・	・・・	・・・	・・・
	・・・	・・・	・・・	・・・		・・・	・・・	・・・	・・・
	・・・	・・・	・・・	・・・		・・・	・・・	・・・	・・・

小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは<u>第11号</u>に掲げる業務（・・・・。）に係る資金（同項第<u>11号</u>に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）・・・・。 (四) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・。 B ・ ・ ・ ・ ・。 C ・ ・ ・ ・ ・。 D ・ ・ ・ ・ ・。 E 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤					小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは<u>第12号</u>に掲げる業務（・・・・。）に係る資金（同項第<u>12号</u>に掲げる業務に係るものにあつては、土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。）・・・・。 (四) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・。 B ・ ・ ・ ・ ・。 C ・ ・ ・ ・ ・。 D ・ ・ ・ ・ ・。 E 当該事業が、独立行政法人中小企業基盤				
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

改 正 後					改 正 前				
整備機構法第 15条第1項第 3号、第4号 若しくは第11 号に掲げる業 務（・・・ ・。）に係る資 金（同項第11 号に掲げる業 務に係るもの にあつては、 土地、建物そ の他の施設を 取得し、造成 し、又は整備 するのに必要 な資金に限 る。）・・・ ・。					整備機構法第 15条第1項第 3号、第4号 若しくは第12 号に掲げる業 務（・・・ ・。）に係る資 金（同項第12 号に掲げる業 務に係るもの にあつては、 土地、建物そ の他の施設を 取得し、造成 し、又は整備 するのに必要 な資金に限 る。）・・・ ・。				
13の2 中心市街 地の活性化に関 する法律（以下こ の項において「中 心市街地活性化 法」という。）第 49条第2項に規 定する認定特定 民間中心市街地 活性化事業計画 に基づく・・・ ・・ (イ) ・・・。	(イ) ・・・ (ロ) ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	※1 「特定法 人」とは、認 定特定民間中 心市街地活性 化事業計画 （当該事業に 係るものに限 る。）に係る中 心市街地活性 化法第49条第 1項に規定す る認定特定民 間中心市街地	13の2 中心市街 地の活性化に関 する法律（以下こ の項において「中 心市街地活性化 法」という。）第 41条第2項に規 定する認定特定 民間中心市街地 活性化事業計画 に基づく・・・ ・・ (イ) ・・・。	(イ) ・・・ (ロ) ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	※1 「特定法 人」とは、認 定特定民間中 心市街地活性 化事業計画 （当該事業に 係るものに限 る。）に係る中 心市街地活性 化法第41条第 1項に規定す る認定特定民 間中心市街地

(ロ) ・ ・ ・ ・ ・。				活性化事業者 である法人・ ・ ・ ・ ・ 。	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・。				活性化事業者 である法人・ ・ ・ ・ ・ 。
(ハ) ・ ・ ・ ・ ・。				(1) ・ ・ ・ ・ ・	(ハ) ・ ・ ・ ・ ・。				(1) ・ ・ ・ ・ ・
A 中心市街 地活性化法 第49条第2 項に規定す る・ ・ ・ ・ ・				イ ・ ・ ・ ・ 。	A 中心市街 地活性化法 第41条第2 項に規定す る・ ・ ・ ・ ・				イ ・ ・ ・ ・ 。
当該事業 を行う中心 市街地活性 化法第49条 第1項に規 定する認定 特定民間中 心市街地活 性化事業者 である商店 街振興組合 等の組合員 又は・ ・ ・ ・ ・				ロ ・ ・ ・ ・ 。	当該事業 を行う中心 市街地活性 化法第41条 第1項に規 定する認定 特定民間中 心市街地活 性化事業者 である商店 街振興組合 等の組合員 又は・ ・ ・ ・ ・				ロ ・ ・ ・ ・ 。
B ・ ・ ・ ・ ・				ハ ・ ・ ・ ・ 。					ハ ・ ・ ・ ・ 。
C ・ ・ ・ ・ ・				(2) ・ ・ ・ ・ ・					(2) ・ ・ ・ ・ ・
(ニ) ・ ・ ・ ・ ・。				イ ・ ・ ・ ・ 。					イ ・ ・ ・ ・ 。
(ホ) ・ ・ ・ ・ ・				ロ ・ ・ ・ ・ 。					ロ ・ ・ ・ ・ 。
				ハ ・ ・ ・ ・ 。					ハ ・ ・ ・ ・ 。
				ニ ・ ・ ・ ・ 。					ニ ・ ・ ・ ・ 。
				※2 ・ ・ ・ ・ 。					※2 ・ ・ ・ ・ 。
				※3 ・ ・ ・ ・ 。					※3 ・ ・ ・ ・ 。
				(1) ・ ・ ・ ・ 。					(1) ・ ・ ・ ・ 。
				(2) ・ ・ ・ ・ 。					(2) ・ ・ ・ ・ 。
				(3) ・ ・ ・ ・ 。					(3) ・ ・ ・ ・ 。
②⑤ ・ ・ ・ ・ ・、農 業経営基盤強化 促進法第16条第 2項の協議に基 づき、同項に規 定する農地利用 集積円滑化団体 等(※1)に買い	(イ) 当該土地等が 左の農用地区域 内にある農用地 である旨及び当 該土地等の買取 りにつき左の協 議に係る農業経 営基盤強化促進	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	※1 農地利用 集積円滑化団 体等が、一般 社団法人若し くは一般財団 法人である農 業経営基盤強 化促進法第15	②⑤ ・ ・ ・ ・ ・、農 業経営基盤強化 促進法第13条の 2第2項の協議 に基づき、同項に 規定する農地保 有合理化法人又 は農地利用集積	(イ) 当該土地等が 左の農用地区域 内にある農用地 である旨及び当 該土地等の買取 りにつき左の協 議に係る農業経 営基盤強化促進	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	※1 農地保有 合理化法人又 は農地利用集 積円滑化団体 が一般社団法 人又は一般財 団法人である 場合には、・

[illegible]

改 正 後					改 正 前				
別表 5					別表 5				
農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
④ 農業経営基盤強化促進法第5条第3項《農業経営基盤強化促進基本方針》に規定する農地中間管理機構又は同法第11条の14《委任の申込みに応ずる義務》に規定する農地利用集積円滑化団体（※1）に対し、これらの法人が行う事業（※2）のために農地法第2条第1項《定義》に規定する農地若しくは採草放牧地で・・・	(イ) 当該事業のために当該農地等を買入れたものである旨を証する書類	・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	※1 農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体である場合には、・・・・・・。	④ 農業経営基盤強化促進法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人又は同法第11条の12《委任の申込みに応ずる義務》に規定する農地利用集積円滑化団体（※）に対し、その行う同法第4条第2項第1号又は第3項第1号ロに掲げる農地売買等事業のために農地法第2条第1項《定義》に規定する農地若しくは採草放牧地で・・・	(イ) 当該農地売買等事業のために当該農地等を買入れたものである旨を証する書類	・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	※ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、・・・・・・。
	(ロ) ・・・・・・ A ・・・・・・ (A) ・・・・・・ (B) ・・・・・・ B ・・・・・・ (A) ・・・・・・ (B) ・・・・・・ (ハ) 当該農地等の買入れをする者が左の農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に該当する旨を証する書類	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	※2 「これらの法人が行う事業」とは、次に掲げる事業をいう。 (1) 農地中間管理機構の場合は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定により行われる事業で、同条第1号に掲げるものに限る。 (2) 農地利用集積円滑化団体の場合は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用		(ロ) ・・・・・・ A ・・・・・・ (A) ・・・・・・ (B) ・・・・・・ B ・・・・・・ (A) ・・・・・・ (B) ・・・・・・ (ハ) 当該農地等の買入れをする者が農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に該当する旨を証する書類（買入れをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・	

改正後					改正前				
				集積円滑化事業で、同項第1号ロに掲げるものに限る。					

新 旧 対 照 表

第 3 「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第 5 7 条の 4 《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係 （一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い） 57 の 4－1 、その上で譲渡があったものとして措置法第 37 条の 10、第 37 条の 12 又は第 37 条の 12 の 2 の規定が適用されることに留意する。 （一に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い） 57 の 4－2 、その上で譲渡があったものとして措置法第 37 条の 10、第 37 条の 12 又は第 37 条の 12 の 2 の規定が適用されることに留意する。 （注）、その上で譲渡があったものとして措置法第 37 条の 10、第 37 条の 12 又は第 37 条の 12 の 2 の規定が適用されることに留意する。 法第 5 9 条 《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係 （株式等を贈与等した場合の「その時における価額」） 59－6 、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、<u>新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）</u>及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である	法第 5 7 条の 4 《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係 （一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い） 57 の 4－1 、その上で譲渡があったものとして措置法第 37 条の 10、<u>第 37 条の 11 の 2</u>、第 37 条の 12 又は第 37 条の 12 の 2 の規定が適用されることに留意する。 （一に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い） 57 の 4－2 、その上で譲渡があったものとして措置法第 37 条の 10、<u>第 37 条の 11 の 2</u>、第 37 条の 12 又は第 37 条の 12 の 2 の規定が適用されることに留意する。 （注）、その上で譲渡があったものとして措置法第 37 条の 10、<u>第 37 条の 11 の 2</u>、第 37 条の 12 又は第 37 条の 12 の 2 の規定が適用されることに留意する。 法第 5 9 条 《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係 （株式等を贈与等した場合の「その時における価額」） 59－6 、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、<u>新株予約権</u>及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」と

改正後	改正前
場合の同項に規定する「その時における価額」とは、・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (3) ・・・・。 (4) ・・・・。	は、・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (3) ・・・・。 (4) ・・・・。

新 旧 対 照 表

第 4 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>第 1 2 条の 3 《被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例》 関係</u> <u>（債務処理計画の要件）</u> <u>12の 3－1</u> 震災特例法第12条の 3 第 1 項に規定する債務処理に関する計画とは、震災特例法令第17条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 4 号イ又はハ《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》に掲げる要件を満たすものをいうことから、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生計画認可の決定が確定した再生計画又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生計画認可の決定を受けた更生計画は、当該債務処理計画には含まれないことに留意する。	（新 設） （新 設）